

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会と称する。
- 2 英文名は Japan Deaf Basketball Association とし、略称を「JDBA」とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、全国におけるデフバスケットボールの普及及び振興を図り、選手の育成とそのレベルアップを図るとともに、デフバスケットボールを通して、人類の健康増進と国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (2) 国際協力の活動
  - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
- (1) 特定非営利活動に係る事業
    1. 国際競技会を含む競技会の開催及び運営に関する事業
    2. 国際競技会へ派遣する選手団の編成に関する事業
    3. 競技者の強化育成に関する事業
    4. 審判員の養成に関する事業
    5. 会報の編集発行に関する事業
    6. 全国並びに国民に対する広報に関する事業
    7. 国際交流、地域への普及活動及び振興に関する事業
  - (2) その他の事業
    1. グッズの販売等に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 特別会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者。

(3) 賛助会員（個人・団体） この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人及び団体。

### (会員の権利)

第7条 会員は、次の事項に関する権利を持つ。

(1) この法人の構成会員として、その施策や事業内容を知り、それに関与することができる。

(2) 正会員は、この法人の意思決定に関わる総会での議決権を有する。

### (会員の義務)

第8条 会員は、スポーツ精神を尊重し、この法人の目的達成のため協力しなければならない。

### (入会)

第9条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した電子メールを含む書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第10条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理事 3名以上20名以内（理事長、副理事長を含む）
- (4) 監事 1名以上2名以内

(役員を選任等)

第16条 理事は、理事会の推薦を経て、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任される。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ

め理事長が定めた順序によりその職務を代行する。

- 3 理事は、理事長及び副理事長とともに、理事会を構成し、次に掲げる職務を行う。
  - (1) この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - (2) 理事会から委任された業務を分掌する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

- 第18条 役員任期は就任後、2年以内に終了する事業年度の内、最終のもの決算に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、役員任期は2年を越えないものとし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員欠員補充)

- 第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員解任)

- 第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(特別役員)

第22条 この法人は、法上の役員のほかに会長、副会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 会長、副会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した電子メールを含む書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した電子メールを含む書

面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(書面表決及び委任表決を含む)がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の種別)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第25条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員職務及び報酬
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年に2回以上開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した電子メールを含む書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した電子メールを含む書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席（書面表決及び委任表決を含む）がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電子メールを含む書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益



(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の協議を経て、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、その事業年度の開始する日から予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、理事会の承認及び監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 収支決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に配分してはならない。

(特別会計)

第52条 この法人は、事業遂行上必要ある場合は、理事会の議決を経て第46条で規定する各会計の

中に特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、第47条の予算及び前条の決算に計上しなければならない。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 この法人が解散したときは、理事長及び副理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散のときに有する残余財産は、解散を決議した総会で定める他の特定非営利活動法人もしくは民法34条の規定により設立された法人に帰属する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第58条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

(職員の任免)

第59条 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

(事務局の組織及び運営)

第60条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 委員会

(委員会の設置)

第61条 この法人の事業遂行のため必要がある場合は、理事会の議決に基づき、専門委員会、特別委員会及び実行委員会を置くことができる。

2 委員長は、理事会において、正会員の中から選任し、理事長が委嘱する。

(委員会の組織及び運営)

第62条 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する他、官報においてこれを行う。

## 第12章 雑則

(細則)

第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第58条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年1月末日までとする。
6. 本法人の設立により、日本デフバスケットボール協会の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。
7. この法人の設立当初の会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、この法人の母体となった任意団体である日本デフバスケットボール協会（この法人成立にあわせて解散した）の会員で、この法人に移行入会をした者は入会金を免除する。
8. この法人の設立当初の事務所は愛知県名古屋市中区正木三丁目4番33号とする。

会員区分		入会金	年会費
正会員	代表者	3,000円	一口7,000円 (二口以上)
	一般	3,000円	一口7,000円 (一口以上)
競技会員	一般	なし	一口3,000円 (一口以上)
	ジュニア	なし	1,000円
個人会員	一般	なし	一口5,000円 (一口以上)
	ジュニア	なし	2,000円
特別会員		なし	免除
賛助会員	個人	なし	一口10,000円 (一口以上)
	団体	なし	一口30,000円 (一口以上)

## 附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成25年8月9日)から施行する。

この法人の平成 26 年 1 月 1 日時点での会費は、次に掲げる額とする。

会員区分		入会金	年会費
正会員	一般	なし	5,000円
	ジュニア	なし	3,000円
特別会員		なし	免除
賛助会員	個人	なし	一口10,000円 (一口以上)
	団体	なし	一口30,000円 (一口以上)

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成 27 年 7 月 17 日)から施行する。